

事業者各位

都合により、講習が中止や延期、受講料・テキスト代が変更となる場合がありますので、予めご了承下さい。

北海道労働局長登録教習機関
 林業・木材製造業労働災害防止協会北海道支部
 受付機関
 林業・木材製造業労働災害防止協会北海道支部旭川分会

木材加工用機械作業主任者技能講習会の開催について

労働安全衛生法第14条の規定により、下記要件に該当する事業場は、木材加工用機械作業主任者を選任し、労働安全衛生規則第130条に定める作業指揮等の職務を行なわせなければならないこととされております。

つきましては、下記により講習を開催いたしますので、未選任又は交代要員を置いていない事業場は、この機会に受講下さいませようご案内申し上げます。

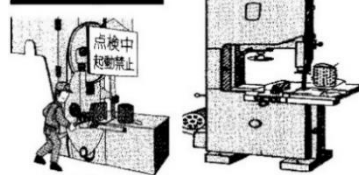
なお、下記要件を満たす建設業、家具・建具製造業等も対象になります。

- ① **木材加工用機械を5台以上有する事業場**
丸のこ盤、帯のこ盤、かな盤、面とり盤、ルーター（携帯用のものを除く）
- ② 上記で**自動送材車式帯のこ盤が含まれる時は3台以上を有する事業場**
 ※手押しかな盤、自動かな盤、昇降盤を1つの基台に組み込んだ
 万能木工機械については、機能1つにつき1台として数える。

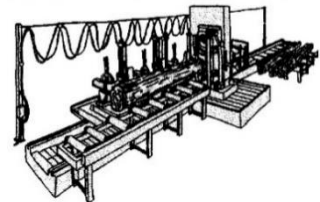
丸のこ盤



帯のこ盤



自動送材車付帯のこ盤



1. 受講資格

木材加工用機械による作業に **3年以上従事した経験** を有する者

2. 受講区分・講習科目

受講区分		受講科目	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識	作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識	作業の方法に関する知識	関係法令	講習時間合計
区分A	全科目受講 (区分B、区分Cに該当しない者)		6時間	2時間	5時間	2時間	15時間
区分B	① 技能検定1級・2級合格者	㊦木型製作 ㊧建築大工 ㊨機械木工 (実技試験で、木工機械整備作業を選択した者) ㊩家具製作 (実技試験で、家具手加工作業を選択した者) ㊪建具製作 (実技試験で、木製建具手加工作業を選択した者)	免除	免除	免除	2時間	2時間
	② 職業訓練指導員免許を受けた者	職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第十一に掲げる職種のうち 製材機械科、建築科、枠組壁建築科、木工科、木型科、合板科	免除	免除	免除	2時間	2時間
	③ 普通職業訓練を修了した者	職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第四に掲げる訓練 製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材科	免除	免除	免除	2時間	2時間
区分C	製材安全士の講習を修了した者 (林業労働災害防止協会が実施した講習)		免除	2時間	5時間	2時間	9時間

3. 開催日時

令和7年10月23日(木) 9:00~18:30

10月24日(金) 9:00~18:35 (修了試験 17:35~)

※区分Bの方は、2日目の15:15~18:35

4. 会場

旭川市ときわ市民ホール 4F 多目的ホール (旭川市5条通4丁目)

5. 講習料 (消費税10%含)

区分A 18,700円 (受講料 16,500円 + テキスト代 2,200円)

区分B 11,000円 (受講料 8,800円 + テキスト代 2,200円)

区分C 14,300円 (受講料 12,100円 + テキスト代 2,200円)

※テキストの事前送付をご希望の方は送料550円を講習料に加えてお支払い下さい。

6. 申し込み方法

8/22~10/9の期間内に、受講申込書・様式1(1)を、林材業労災防止協会旭川分会に提出して下さい。

※先着順に受付し、定員50名に達し次第締め切りますので、事前に受付状況をご確認下さい。

7. 講習料納入方法

今年度より受講料の支払方法は振込みとなります。

※申請書受理後請求書を発行いたしますので、請求書に記載されております期日までに、お振込みください。

8. 申込みに必要なもの

(1) 写真2枚 (3.0cm×2.5cm・背景無地、上半身無帽)

(2) 運転免許証のコピー (表・裏)

(3) 科目免除者 (区分B・区分C) の確認書類

①別紙・様式1(2)「受講免除申請書」

②資格を証明する合格証書、免許証、修了証等をA4サイズにコピーし、余白に事業主等の原本証明が必要 (下記の記載例①~③いずれか)

原本と相違ないことを証明する。

令和〇年〇月〇日

事業場所在地 北海道〇市〇区〇条〇丁目

事業場名 株式会社〇〇木材

①事業者名職・氏名 〇長 木材太郎 (印)

②事業者職・氏名 〇長 木材太郎 (印) (印)

③事業者職・氏名 〇長 木材太郎

①職印 (社長・支店長等の職を表す印)

②社印 + 個人印

③署名 (社長・支店長等の自筆)

原本証明記載例

9. 修了試験・修了証の交付

2日間の講習終了後、修了試験を行ない、合格者に「木材加工用機械作業主任者技能講習修了証」を後日送付します。

ただし、次の要件に該当する場合は、修了試験を受けることができません。

①受講開始時間に遅れた場合 ②講習時間内に途中退席した場合

10. 注意事項

(1) 受講を取り消される場合、講習の前営業日までに申し出があった場合には、受講料を返金いたします。(当日欠席は返金できません)

(2) 受講希望者が氏名欄に旧姓又は通称(以下「旧姓等」という。)を使用した氏名の併記を希望する場合は、併記する旧姓等の記入とともに旧姓等を併記した住民票等の添付をお願いします。

(3) 会場には、有料の駐車場がありますのでご利用下さい。

(4) 受講者数が15名に達しない場合、講習を中止する場合がありますので予めご了承下さい。(中止の際はご連絡いたします)

林業・木材製造業労働災害防止協会北海道支部 旭川分会

〒070-0043 旭川市常盤通1丁目道北経済センター6階

電話 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687



木材加工用機械作業主任者技能講習受講申込書

(ふりがな) 氏 名		※ 受付番号	
旧姓等の 併記につ いての希 望の有無	希望の有無	有 ・ 無	
	(ふりがな) 併記を希望 する旧姓等	※ 受講料 円	
		※ 教材費 円	
生年月日		昭和・平成 年 月 日生	
現住所		〒 携帯	
木材加工用機械作業 経験年数		自：昭・平・令 年 月から 至：昭・平・令 年 月まで 年 ヶ月	
講習の一部免除を 希望する資格 該当の欄に✓を記入		区 分 B	<input type="checkbox"/> 1級技能検定合格（昭・平 年 月 日交付）
			<input type="checkbox"/> 2級技能検定合格（昭・平 年 月 日交付）
		区 分 C	<input type="checkbox"/> 職業訓練指導員免許（昭・平 年 月 日交付）
			<input type="checkbox"/> 普通職業訓練修了（昭・平 年 月 日交付）
事業主の証明		上記の経験年数等に相違ないことを証明します。 (住所) 〒 (TEL) (FAX) (事業場名・代表者) 印	

令和 年 月 日

林業・木材製造業労働災害防止協会 北海道支部長 様

受講者

印

【注】技能講習の一部の免除を受けようとする者（区分Bと区分C）は、様式1(2)「受講免除申請書」と、その資格を有することを証する 合格証書・免許証・修了証等のコピーに事業主等の原本証明が必要です。

木材加工用機械作業主任者技能講習受講免除申請書

講 習 区 分	受講の選択	
	区分 (B)	区分 (C)
作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識	免除・受講	免除・受講
作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に係る知識		(受講必須)
作業の方法に関する知識		(受講必須)
関係法令	(受講必須)	(受講必須)

留意事項

- 1 受講の選択欄の「免除・受講」は、希望する受講の選択区分に○をつけること。
- 2 受講の選択区分 (B) 及び区分 (C) は、林業・木材製造業労働災害防止協会北海道支部の木材加工用機械作業主任者技能講習業務規程の別表 1 の 2 講習科目の受講の一部免除及び 3 講習科目の免除条件別講習時間に係る区分です。
- 3 修了試験科目の得点が各科目の配点の 40% 以上であって、かつ、修了試験科目の合計得点が 60% 以上の場合が合格になります。
このため、区分 (B) の修了試験科目が「関係法令」のみの場合は、配点の 60% 以上得点した場合、合格となります。
- 4 一旦届出た内容を変更する場合は、講習開始日の一週間前までに書面で申し出る必要があります。

令和 年 月 日

林業・木材製造業労働災害防止協会 北海道支部長 様

受講者

印